

令和5年度第1回行政改革審議会

- 1 開催日時
令和5年8月25日（金） 14時00分～17時00分
- 2 開催場所
福岡県庁行政棟（10階）特1会議室（オンライン併用）
- 3 出席者
津田純嗣会長
辻琢也副会長
赤間幸弘委員
池田祐香委員
一坊寺麻希委員
井上龍子委員
権藤光枝委員
佐々木久美子委員
中山哲志委員
野田和之委員
南博委員
安河内恵子委員

4 審議の内容

【事務局】

それでは、定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいですので令和5年度の第1回福岡県行政改革審議会を始めさせていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、行政経営企画課長から御挨拶申し上げます。

【課長】

本日は、大変お忙しい中、第1回行政改革審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、本審議会の委員就任の御承諾をいただきまして、改めて厚く御礼申し上げます。

昨年3月に策定しました「行政改革大綱」は、現在、計画2年目に入っております。「行政サービスのデジタル化の推進」や「効率的で働きやすい風通しの良い職場環境づくり」などの改革事項に鋭意取り組んでいるところでございます。

これらの取組状況は現在取りまとめ中でありまして、次回、第2回の審議会で報告させていただく予定でございます。

本日は、県が実施する事業の改善を図るため、委員の皆様からご意見をいただく「外部評価」を実施する予定でございます。外部評価につきましては、県が実施する様々な事業に対し、皆様からいただくご意見を踏まえまして、それぞれの事業に必要な見直しを行い、翌年度の予算編成に反映させたいと考えております。県の事業がより良いものとなりますよう、委員の皆様から忌憚のないご意見をお願いしたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、まず、議事に入ります前に、今回委員の改選が行われておりますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

(委員紹介)

委員の皆様の辞令につきましては、今日会場に御出席の委員におかれましては机の上に準備させていただいておりますので、お持ち帰りいただきますようお願いいたします。リモートで御出席の委員につきましては、後日送付させていただきます。

本日の審議でございますけれども、昨年同様、公開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は行政経営企画課長が行います。

【課長】

本日は、新しい任期での第1回目の審議会となりますので、福岡県行政改革審議会規則に基づきまして、会長、副会長の選任を行いたいと思います。

事務局案の説明をさせていただきたいと思います。

前回からこの審議会におきまして会長、副会長を務めていただきました津田委員、辻委員に引き続き会長、副会長をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

(「異議なし」の声)

【課長】

ありがとうございます。それでは、引き続き津田委員、辻委員に会長、副会長をお願いいたします。

お手数ですが、津田会長、辻副会長は会長、副会長席をお願いいたします。

それでは、津田会長から一言御挨拶をお願いします。

【会長】

一昨年、昨年に引き続き、今年度から2年間、行政改革審議会の会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

辻副会長をはじめとして、再任された委員の皆さまにはこれまでも審議会の運営に積極的に協力していただき、心から感謝申し上げます。

また、新たに就任された赤間委員、一坊寺委員、中山委員におかれましては、

それぞれの分野における幅広い知見やご経験を存分に活かして、忌憚のないご意見を賜ればと思っております。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

本年度の審議会では、昨年引き続き、外部評価を実施するほか、当審議会の答申を踏まえて策定した行政改革大綱の取組状況を報告いただく予定とし、計3回の審議会を予定しております。本日は、外部評価を予定しております。県の事業をより良いものとするため、皆様から積極的な御意見をお願いいたします。

限られた時間ではございますが、論点を絞って効率的に議論して参りたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

【課長】

どうもありがとうございました。それでは、この後の議事につきましては、津田会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、早速本日の審議に入ります。本日は外部評価ということです。事務局から外部評価の進め方についての説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

進め方について何か御意見、御質問ございましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

【会長】

それでは先に進ませていただきます。福岡県庁知的障がい者就業支援事業についてお願いします。

(県側説明)

【会長】

それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。

よろしいですか。では、私から一つ。コストとして捉えられての評価になっているのですけれども、アウトプットがありますよね。ある会社では、請け負った分の対価をもらいつつ収支を見ていくということでやられているところもあるのですけれども、そういう発想はまだないですか。もう少し時間がかかるということですか。

【県側】

そうですね、今はなじんでいるというところになりまして、基本的には立ち上げ時期だと思っております。

実際に今、お二方の民間就職が前提にならないと、新しい方が入って来ませんし、今は本当に定着に向けて、まだ始まったばかりということでございます。対価がどれぐらい稼げるかというのは、もう少し先の話かなと認識しています。

【会長】

分かりました。では、ほかの方はよろしいでしょうか。

【委員】

1点いいですか。3年間は確実に職員として任用されて、それから民間就職ということですが、就職先はいわゆる民間企業を想定されているのか、それとも作業所みたいなところを考えてあるのか。

【県側】

その方の状況と御希望とかも含めてですけれども、基本的に民間企業の障がい者枠のセミナーとかと一緒に紹介したりしています。ただ、ずっとなかなか状態がというところになると、当然作業所という位置に行くこともあり得るかもしれないですけれども、当面の目標としては、まず民間企業への就職を考えているところです。

【会長】

ほかにございませつか。どうぞ。

【委員】

基本的にはこの事業をやられて、出口として民間企業さんとおつなぎして、そこで就職する場を見つけるというスキームと理解してよろしいでしょうか。

【県側】

基本そのようには、まず考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませつか。どうぞ。

【委員】

今のお二方に続けてという感じですが、1ページ目の下から2行目に「経験を積んだスタッフが3年を目途に民間企業等へ就職していくため」と書かれています。まだ就職はされたことはないということですよ。

【県側】

令和3年度から始まった事業なので、今ちょうど3年目になっておりますので、今、就職活動といいましょうか、いろいろなところにこのスタッフも一緒に情報提供しながら各方々、お二人が頑張っているところでございます。

【委員】

もうあと半年ぐらいしかありませんけれども、見込みとしてはどんな感じでしょうか。

【県側】

今のところはまだちょっと厳しい状況ですけれども、ここは一緒に頑張っていくしかないです。

【委員】

そうすると、例えばここで「就職していくため」と書かれています。就職できなかった場合は、それでも3年でこの最初のお二人はお辞めになって、次のお二人を入れるという感じでしょうか。

【県側】

今のところ、まずは就職に向けて一生懸命になっているところですが、当然難しかったときというのがあるかと思えます。ただ、ずっと固定的にこのポストにおられても、ずっと県が採用してしまうと、より多くの方々に私たちは入っていただきたいと思っておりますので、そういった意味でいうと、まだその方たちとの面談をしながら、御希望とかも踏まえながら考えていきたいなと思っております。

直ちに3年だから辞めなさいという話も厳しいのかもしれませんが、基本的には広く皆さんたちに場を公開していきたいなと認識しています。

【委員】

分かりました。いや、就職できなかったときにどうなるのかなというのが、今の御説明でもいま一つよく分かりませんでしたけれども、その辺りもお考えいただきながら、就職できなかったときにどうするのかということを考えていただかないと、幅広く次々に新しい方を入れていくというのは難しいのかなと。

でも、固定するわけにもいかないしということはいくつか分かりますので、その辺りをお考えいただかないと、ちょうど3年目に入りますし、そこは課題なのかなという感じを受けました。以上です。ありがとうございます。

【会長】

ほかにございましたら、お願いします。

【委員】

ちょっとイメージが湧かなかったのは、今やられている事業は就労Aとか就労移行の支援と同じようなことを県がやられているというイメージですか。

【県側】

近い発想になります。ただ、仕事そのものはほぼ県庁の仕事をしていただいているというところには近いですが、ただ、実際に就労AとかBとかだと、仕事を持ってきて、その就労の場でやっていただいているところですが、この事業の中では実際に知的障がいのある方たちに県庁内に行ってもらって、県の職員と意見交換や仕事内容の説明とかをしておりますので、やっている内容は就労事業所とほぼ同様でございますけれども、県職員に対する理解醸成が人事課でやっている理由ではあるんですけれども、そのような仕事をしていただいています。

【委員】

ということは、どちらかというと、その障がいのある人たちの就職を支援す

るというよりも、県の中の職員の人たちの理解を深めることが事業のコアな部分ということになるんですか。

【県側】

コアな部分は、どちらかというと、この方たちに働く場を提供して、民間に働いていただきたいというのがあるんですけども、それだと民間でやられている就労AとかBとかと違いが全くありませんので、この就労のサポートオフィスというのは実は県庁内にサポートオフィスを構えておまして、そこに職員が例えば仕事を持ってくる、もしくは職員が行ってくるということで、一つだけではなくて、二つ目的を掲げているようなものでございます。

どちらがメインかといわれると、働く場として提供しておりますので、それはやはり知的障がいのある方々の働く場に、その副次的なメリットとして、県職員の理解醸成にも寄与してもらっているというところになっています。

【委員】

承知しました、ありがとうございます。県の職員の人たちがそういう経験値を積んでいったり理解を深めるということは非常に大切なことかなと思いますので、ぜひ続けていただきたいです。

もう1点、職業の選択というか、障がいのある人たちに仕事を提供するとき、仕事の内容も先ほどコピーとか印刷業務みたいなことが多いとか、入力作業とかとおっしゃっていたのかな、割とそういう業務が多いのかなと感じていて、どちらかというと、やりたい業務というところを聞き取りしてないのではないかなというふうに聞こえたのですが、この人たちにこの仕事がやれるのではないかなというふうに仕事を与えがちですけども、私たちも子供の頃に将来何になりたいかといって職業の選択をしたと思うんですね。障がいのある人も同じで、障がいの度合いも嗜好もいろいろ違うので、何がやりたいかをまず聞いていただけるような仕組みがあれば、もっとやりがいのある仕事につながると思います。就職をするときに、この子たちの受入れ先を企業側にどうですかというよりも、その子たちがどういう仕事がしたいのかをまず聞き取っていただくことも非常に大事なことはないかと思うのですが、割と忘れがちで、そこは置いてけぼりなところがあるなと感じていますので、そういったところも視野に入れて検討していただきたいと思いました。

【県側】

ありがとうございます。今、ワークサポートオフィスにマネジャーという方々を3人配置しているんですけども、この方たちはいずれも就労支援事業所もしくは障がい者支援事業といったところで相談員とか支援員を行っていた方々を採用しております。この方たちとスタッフの知的障がいのある方々との協議の内容とか、どういったことができるかというのは、私ども人事課の職員も常日頃からお話をお聞きしながら対応を考えているところでございますので、

私たちがやるとなかなか分からないところがありますが、そこはこういったサポートオフィスのマネージャーの方々からお話を聞いているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

今、全体的なお話を聞いていると、これは実験なのかなと思ったのですが、結果は企業に就職される就職支援ということだったら、そういう題名にしないといけないのではないかと思うのですが、いかがですか。これは今、P o Cの段階で予算を取っているということですか。就職できないかもしれないというのは、結果として事業としては成り立ちませんよね。いかがでしょう。

【県側】

大きなイメージとしては就業支援ではありますけれども、今のところ民間企業への就職例というのは、3年間やっているところでございますが、一つ大きなところとしては就業支援ではあります。

【委員】

就職できなかったら、結果としてできないということなので、支援にならなかったという結果になると思うんですよね。それをいつまでやるのか、それかやり方を変えないといけないと思うのですが、このまま就職できないままだと結果としては残らないので、支援にもならないと思うのですが、これは実験ですかということを私は確認したかったのですが、

これは企業でいうとP o Cですよ。どうなるか分からないけれども、取りあえず支援してみようという、受入れ先はまだ決まってないけどということですよ。

【県側】

もともと障がいのある方々の就業支援は非常に厳しいものがありますし、ずっとフォローしていかなければいけないところがあると思っております。

県がやりますので、民間企業に就職できたという実績は当然求められてくるかとは思いますが、もし就業がうまくいかなければ、私たちもやり方を当然変えていかなければなりませんし、どういうところで働けるかというのは当然考えていかなければいけないと思っています。

ただ、3年間県で経験を積んだ方が初めて今回就業支援に向けて取り組んでいる最中ですので、これでもうまくいかないときは、内容といたしましうか、こういったところができてないのかというのは、当然やり方を考えていかないといけないと思います。

具体的な内容といたしましては、先ほどデジタル化事業とかに取り組んでい

きますというお話をしておりますけれども、このような公文書のデジタル化事業というのが実は大学の図書館とかで取り組まれています。そういった方々が障がいのある方たちを雇用していることがありますので、まず、そういった雇われるような仕事もこの中に加味してきているところでございます。

【委員】

具体的にちょっと分からないのですけれども、要は予算でやっていることなので、結果を出さないといけないと思っているのですけれども、うまく結果が出てないのだったら通常は見直しをするのが基本なので、それをどなたが見られて、これはやり方を考えないとという見直しのタイミングはいつですか。

【県側】

見直しのタイミングといたしますか、今、3年間ということで始めておりますし、また、併せて計画を立てておりますので、県の中で障がい者雇用促進プロジェクトとか障がい者活躍推進計画とか、いろいろありますけれども、そういった計画で目標数値とかもいろいろ立てておりますので、そういった中で考えていくことになるのかなと思っております。

ただ、障がい者の方々の雇用といたしますのは、本当に民間企業の中ではなかなか厳しいところもありますので、そこを私たちが支援できていけないかなと思うのですけれども、確かに今おっしゃっていただいたように、これを10年も20年も続けて、民間企業に就職する方がゼロというのは、やっぱり事業の中身が問題ということになるかと思っておりますので、当然その計画の中でやっていく、もしくは3年とっている1回目の計画の中でどれだけやられるのかというのは考えていかなければならないかなと考えています。

そこは5年なのか……。

【委員】

だから、継続するという理由が私は要と思っているので、エビデンスがないので、そこをどういう形にするのですかというのが全体の質問ですけれども、結果が出てないのだったら結果が出るような改善をしなければいけないのではないかなという意見でした。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

ちょっと分からなくなったのですけれども、この事業評価書を見る限りは、1点目の事業のねらい・目的にあるように、これはこれまで県が知的障がいの方を任用してこなかったもので、まずはここをやるということが目的で、あとは2番目に、職員に対する理解を深める。ただ、会計年度任用職員という性格上、そこは門戸を広げて、将来的に民間で働いてもらうというのは、副次的に目的として生じるものかなというふうに私は理解したのですけれども、やり取りを

聞いていると、どうもそうではないように思えたのが一つです。

もう一つは、これは本庁だけということですが、そうしたら本庁に通勤可能な方だけということになりますので、そこは将来的には全県下に広げていくような考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

【県側】

1点目に御指摘いただいたところは、まず最初はそういったことになっていくと思います。県として、まずは障がいのある方の働く場を提供していくと。また、立てつけとして一応就業も支援していく。この就業支援というのが県庁だけの就業だけではなく、引き続きということで民間も広く含めたところもありましたので、先ほどのような御質問になってきたかと思っております。

そしてもう一つ、これを全庁に広げていくかというところですが、県として本庁が一番規模の大きな事業主体といいますか、大体3,000人ぐらいがいる庁舎ですが、この中でも仕事をかき集めて、今、6人ぐらいを採用できている状況です。ですので、出先がどういう形でやっていくか、その一つ一つの出先にどれぐらい仕事があるのかというのも簡単にできるとなかなかここでは言えない状況でございます。まずはこの事業がうまくいくことを初めに定着させていきたいなと思っております。ですので、本庁だけで今のところは考えているところでございます。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

今のお話を聞いていて、物すごく見当違いなことを言っていたら申し訳ないのですが、先ほどできるかできないかといったことをやりたいと、本人の希望とかいう話もありましたけれども、いわゆるデスクワーク中心で今は考えられていると思うのですが、例えば地域での農作業とか、いろいろそういう福祉作業をしているところに障がい者の方が結構いらっしゃいます。県でいうと、例えば農総試のようなところで、今いらっしゃるかどうかわかりませんが、昔でいうと日々雇用の方がいらっしゃったと思うのですが、ああいう形態のほうがもしかしたらなじむのかなという感想を持ちました。回答は要りませんが。

【県側】

若干言いますと、知的障がいのある方たちに対しては、フォローする職員、ここで言いますと就労支援事業所での相談員とか支援をしてきた方々のノウハウというのが非常に必要になってまいります。今、こういったところで6名の方で3人の方を採用しているのですが、農作業とかになってしまうと、その人に1対1でつけられるのかという問題もありますし、やはりデスクワークが中心になってきているという実態もあります。

例えば日々雇用とかいう話になってくると、そういった方々に対する採用ということも、知的障がいの方々を採用してくる、してこないという話はあるのかもしれませんが、私たちは一応門戸は開いています。他県においては、知的障がいの方が合格されたという例もあります。そういった方々を配置すれば、お話できてくるのかなと思うのですけれども、なかなか試験に合格されていないという実態も踏まえてこういうものをやっておりますので、なかなか難しいところはあるのかなと思います。お一人だけをそこに置いておくのはですね。

【会長】

ほかによろしいでしょうか。

では、私から。福岡県の中で知的障がい者を集めてまともにやっているのはTOTOさんの工場ぐらいですけれども、やっぱりサポートが入って、ある程度、50人ぐらい集めているかな。集めてやっているので、何とか効率的に回って、ちゃんと収支が回るようなレベルになっています。

ただ、一人一人の個性が、身体障がいと違って、知的障がいのときにはかなり手間がかかるので、当然サポートの方も相当いるんですけれども、実態としては個々に合った働き場所を見つけてくるというのが非常に大変な作業になっているんですね。

ですから、そういう意味でいうと、委員からも言われたように、どういう場所で誰がどこで働けるのかというのはあきらめずに、手間がかかるからということになると、その人たちが働く場所がなくなることと同意識になると思いますので、個々の仕事がアウトプットという中身がそういう知的障がいの人に対して働きがいを持ってもらう場所をつくり出すと。それは県庁の中でも私のものでもあるしというイメージ感で捉えていったほうがいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

【会長】

それでは、次に進めさせていただきます。

次は、国際金融機能形成促進事業でございます。よろしくお願いいたします。

(県側説明)

【会長】

それでは、皆様から御意見、御質問をお願いします。どうぞ。

【委員】

TEAM FUKUOKAということで、その中でベンチャーキャピタルとかFinTech企業の誘致を現行で担っていただけるという御説明だったんですけれども、その面で福岡市との連携とか役割分担というのはどうなっているのでしょうか。

【県側】

福岡市とは、今、県が役割として誘致をというお話がございましたけれども、県だけが誘致をやっているわけではございませんで、福岡市さんも独自に動かれている分もありますし、私どもと連携して取り組んでいる部分もございますので、全体の結果として、今19社の進出が……。

【委員】

要は並走しているイメージですか。

【県側】

そうですね、はい。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

今、この4ページの成果指標の辺りで、100%というのは8社全部が相談を開始しているとか、19社進出というのは、F i n T e c h企業のことですか。19社というのを今2回ほどおっしゃったと思うのですが、この資料の中に一度も出てきてないように思うのですけれども、そういうのが成果であれば、この中に書き込んでいただかないと、何かよく分からない。どういう成果が出ているのかというのは、これだけではなかなか分からないのですけれども、その19社というのが一体何なのかというのを伺いたいのですけれども。

【県側】

すみません、資料のほうに誘致の成果の記載を失念しておりまして、申し訳ございません。

19社でございますけれども、今お話がございましたF i n T e c h企業だけではなくて、資産運用業、金融関係の業務のコンサルティングを行うような外資系の企業でありますとか、そういったところも含めて19社ということでございます。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。これは令和4年度の実績ということですか。

【県側】

今申し上げた19社につきましては、TEAM FUKUOKAとしての取組を始めた令和2年度からの合計の成果でございます。約3年の成果でございます。

【委員】

分かりました。毎年どんな感じで増えていっているのでしょうか。お分かりになりますか。今ここでお分かりにならないようだったら、後で結構です。後でどんな感じで増えていっているのかを教えていただければ。あるいは撤退と

かがもしかしたらあるかもしれないので、その辺りについて、後ほどで結構ですので、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

資料の成果のところ、目標設定根拠が福岡ベンチャー・マーケットの商談開始率と書いてあるのですけれども、これはF i n T e c hだけではないとおっしゃっていたのですけれども、基本的にはこの予算はTEAM FUKUOKAでのF i n T e c h企業誘致のためにやるのに、目標設定はベンチャー・マーケット。私もベンチャー・マーケットのことは存じ上げておりますけれども、そこを指標にするのはちょっと違うのかなというのが1点です。

それから、FDCさんと福岡市も別で動いていると思うのですけれども、TEAM FUKUOKAとしての成果をここに挙げるのであれば、福岡県の成果なのか、それとも市の成果なのか、FDCさんとか、いろいろ関わっていると思うのですけれども、これはどう見たらいいですか。この進捗状況とかが全く入ってこないのですけれども。

【県側】

まず、県のベンチャー・マーケットの指標を設定しておりますけれども、TEAM FUKUOKAは、チームのメンバーそれぞれが誘致活動をやるということになっておりますので、県の誘致活動に対する成果ということで、ベンチャー・マーケットを使っております。ただ、企業の誘致社数については、県が誘致してきた、市が誘致してきた何件ということになると、またちょっといろいろとありますので、あくまでTEAM FUKUOKAとして成果を出そうと。

最終的には、県も市も同じような形で、相手方に対してそれぞれの支援メニューが異なりますので、そういった御説明をしておりますので、一応最終的なTEAM FUKUOKAの誘致状況としては一括しているところでございます。

【委員】

では、福岡県としては、県で別で動いているものがここの成果に入っているということでしょうか。

【県側】

はい、もちろん県単独のものも、この19社の中にございますけれども、一応県がそれぞれ誘致しているのは全てTEAM FUKUOKAの成果という形で計上しております。

【委員】

19の中には、ほかのところがやったのも入っているということですか。

【県側】

もちろんでございます。県以外に企業も入っておりますので、企業さんが誘致してきた企業も入っております。

【委員】

ベンチャー・マーケットの商談開始率の根拠として設定というのは、では、ベンチャー・マーケットはTEAM FUKUOKAの中に入っているということですか。これは商工部の話ですよ。

【県側】

そうです。私どものビジネスマッチング、ベンチャー・マーケットが行っておりますマンスリーマーケットは、金融に限らず全ての領域ですけれども、私どもはそこから金融というところを切り取ってやっておりますけれども、やっていることは同じようなところがありますので、指標としては適当ではないかということで採用しております。

【県側】

すみません、ちょっと補足させていただきますと、金融機関だけを対象としたビジネスマッチングの成果というものを参考にできるものがなかったということもございまして、その一方で、ベンチャー・マーケットはおっしゃるとおり金融だけではなくて幅広い業種を対象としてやっておりますけれども、あちらは確か平成11年ぐらいからのかなり歴史のあるビジネスマッチングで、非常に名前も知れているマッチングイベントになっております。そういう意味では、そういったところが7割という商談開始率で、初めて私どもが金融に限ってやるマッチングイベントとしてはちょっとハードルが高いのかなというところもありましたけれども、そこを目指してやっというということで、そこを参考に目標値を立てさせていただいたということでございます。

【委員】

となると、このパーセント提示だと1社でも2社でも何%とぼやけるので、件数とかがいいのではないですか。成果指標のところは、今の19社とかはどこにも出てきてないので。

【県側】

すみません、19社は商談開始の件数ではございませんで、企業誘致を行って、実際に福岡に進出された企業の数が19社ということで、申し訳ございません、ちょっと説明が悪かったのですけれども、全く別物の数字でございます。

【委員】

私たちは行政改革委員として評価をするためにいると思っておりますけれども、予算を使って、その部分に何に使ったかということと、どういう動きがあって、どういう成果を出しているということの評価をすると思っておりますけれども、さっきから何か評価しづらいんですけど、これはどうしたら

いいですかね。

【会長】

このところは、確かに成果指標と進捗状況の表し方のところで、私も全く理解できないんですよ。

【委員】

ごめんなさい、一般の企業だったら、こんなことは許されませんよ、まず。こんな予算使って。

【会長】

このところは、しっかりもともと本当に何を目標にしていたのかというところを、絶対中でやられているときには、実際に行動するための目標はお持ちのはずなので、これはどうもここ用につくってこられたのではないかという気がするぐらいの、ちょっと奇妙な数字になっていますので。

【委員】

この後ずっとこんなのが続くのだったら、ちょっと評価しづらいんですけど。これでオーケーですと私は出したつもりはないので、ちょっと難しいんですけど。私、前回の行革審のときも指標の出し方というのは指摘したと思うんですけど。

【県側】

すみません、この国際金融機能形成促進事業という一つの事業運営の中で、複数の事業を実施しております。その中で今申し上げましたのは、この幾つか事業がある中で、3番目に魅力あるビジネス機会の創出ということで、マッチングイベントを実施しているんですね。金融機能を高めていくための一つの手法として、こういうビジネスマッチングのイベントをやっています。このビジネスマッチングイベントについての指標という形で、ここは目標と指標を掲げさせていただいています。

先ほど私が説明をした誘致企業の話は、全体として取り組む中で企業誘致ということも実際やっておりますので、誘致の成果としては19社という成果が出ているのですけれども、この成果指標に企業誘致件数というのを挙げてないものですから、今、成果だけを申し上げたところで、すみません、御理解がしにくかったかと思います。その点についてはお詫び申し上げます。

【会長】

分かりました。ここについては、実際にやられていることと、ここの成果のところは実はマッチしてませんということをおっしゃったと同じなので、ぜひ自分たちがやろうとしたことと、やっていることが的確に表現できるような表現方法でここをもう1回出し直していただくということでお願いしてよろしいでしょうか。

【県側】

ちょっと検討させていただきます。

【委員】

計画と計画の結果というのが全然出てないので、もう評価がしづらいですね。というか、できません。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

すみません、細かいことで恐縮ですけれども、見直しの内容のところ、補助金について、申請状況を踏まえ廃止予定ということで記載いただいているのですけれども、どれぐらいの申請を見込んでいらっしゃるって、実際どれぐらいの利用があって、廃止という決断をされたか伺ってよろしいですか。

【県側】

昨年度設けたもので翌年廃止というところでございますけれども、昨年度の目標としては3社というところでございます。

もともとの設定としましては、地元の企業が外資系の企業のサービスを使う際に、地元の企業のコストを支援するという補助金になります。ですから、例えばですけれども、福岡銀行さんが海外のF i n T e c h企業のサービスを採用するときに、その導入にかかった費用の補助という制度でございます。これはどうしても国内の企業に比べて、海外の企業とのやり取りには、言語も含めてコストがかかるということですので、競争するときに支援する制度として導入したものでございます。

一方で、なぜこれを導入したかという、先ほど冒頭で（3）の中にもありましたけれども、競争ですので、他の都市にない制度というところで、海外のF i n T e c h企業が希望するような補助金ということで導入したのですけれども、導入したはいいのですけれども、国内の県内の企業さんがP o Cのところ実証実験というところから入るので、少し時間がかかると。

ですので、時期尚早かなというところで、廃止を決めたところでございます。ですから、申請も現状では上がってきてない感じです。

【委員】

ゼロですね。

【県側】

はい。

【委員】

でも、今の件に関しては、3社という目標が内部であられていたみたいなので、多分ほかのいろいろなところにもいろいろな目標が内部であるんですよね。

【県側】

もちろんあります。もう一つの補助金で拠点開設補助金というのがございま

すけれども、こちらについても3社でございます。こちらは、今現在10社程度の申込みを見込んでいるところでございます。

【委員】

分かりました。なので、そういったところも成果指標に盛り込んでいただくと見やすいですし、評価しやすいのかなと思います。

【会長】

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

【会長】

ちょっと申し訳ないけど、よろしいかな。よろしく申し上げます。

1回ここで10分間休みを取らせていただきます。

(休 憩)

【会長】

それでは、再開させていただきます。

次は、障がい者文化芸術活動推進事業——障がい者アート作品レンタル事業です。説明をお願いします。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問がございましたらお願いします。どうぞ。

【委員】

事業のねらい・目的のところ、2ポツ目に障がいのある人が文化芸術活動を通じて社会参加ということで、作品の価値発信、収入向上する機会を確保すると書かれてあるんですけれども、そういうことであれば、レンタルだけを徹底する必要はなくて、作品の販売でもいいと思うんです。

そういったときに、成果指標の目標と実績を件数で計るのが本当はいいのかなと。あるいは販売額なり収入額なり、そういうので計ったほうが収入向上とかにつながるのではないかという気がするんですね。

御承知かどうか分からないですけれども、佐賀県の基山町にP I C F Aという事業所があって、そこは医療法人もされていますけれども、障がいのある方を雇用して、その作品を販売したり、いろいろされています。あと企業さんとタイアップして、大手のコンビニさんとかいろいろなところに障がい者の方が描いた絵なり作品を出していて、多分金額が全然桁違いのところ、一事業所でやられている部分があるので、そういうところも参考にされたらいいのではないかなと思います。

あとは見直しのところでレプリカの販売というのがあるのですけれども、そんなに対価が上がらないと思うので、本当に価値がある障がい者の作品であれ

ば、今はNFTとかもあると思うんですね。そういうので販売するというのも一つの手なのかなと。

薄利多売というよりは、収入向上と作品の価値発信にもうちょっと力点を置いたほうがいいのではないかと。

障がい福祉課さんではなくて文化振興課さんがされるので、そうではないかなという感想を持ちました。

【会長】

いいですか、そちらから御意見。取りあえず検討に入れるということでもいいですか。

【県側】

そうですね、まずは5年間この取組をしっかりと進めながら、やはり県ですと補助金等で支援していくという形は難しいと思いますので、なるべくそういった委託した事業者さんが自分のところでできるような仕組みづくりを検討したいと思っております。

ただ、その中で、今言われた絵の販売とか、いろいろな方法があると思いますので、先ほど言われた佐賀県の事例なども情報を聴取しながら、よりよい事業になるように努めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

見直し内容のところにあるレンタル件数の増加に伴う人件費コストの増加に対応するため、販売も検討するとおっしゃっていたんですけれども、大体このレンタル料に対して人件費がどのくらいかかっているかというのはデータとして出てくるのでしょうか。

【県側】

人件費につきましては200万ぐらいです。お一人が専任でされており、この事業のよさを知っていただくために、レンタルするとき現場に行き、レンタル先の方へこの事業のよさとかを紹介しながら、深く言えばこの事業に参加していただく価値を知っていただくために、持って行って、返していただくときも、基本的に出向いて行くという形になっております。

そのため、人件費の金額というのが、委託費で総額で渡しているんですけれども、そうやっていろいろなところを広げていくと、それなりの人件費、交通費とかがかかってくるという状況になっております。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。

【会長】

ほかによろしいでしょうか。

【委員】

今日この建物に来たときに、1階のロビーのところにある作品を拝見しました。実際に数十センチのところまで近づかないと、インクジェットプリンターで出したものだというのが分からないぐらい、クオリティーとしては一定のものがあるのかなと思ったところでございます。

その上で伺いますと、今回6年目の黒字化を意識した組立てになっていきますけれども、そういった意味では収入をすごく意識しておられるのですが、この事業として、基本的には官公庁や企業、団体などに貸与ということで、個人に関しては、今、見直しのところを見ると、住民向けの展示会ということも書いてありますけれども、立てつけとして住民を中心に据えなかったのはなぜかという辺りと、今後住民のほうでレンタルが増えていく可能性は当然高いと思うのですけれども、その辺りはどうお考えなのかを教えてください。

【県側】

今も個人の方に対しても貸出しをしております。令和4年度は122件の事業所等に対して支援をしているところですが、その中で個人の方が大体1割ぐらい、14名ぐらいのところでは、ほかのところでは、病院とか薬局がそのうちの20、そしてホテル、建設業、飲食店等について79という数になっております。

今、委員がおっしゃいましたように、住民の方に対してもいろいろと周知していきたいというところで、今年度、宗像のユリックスで一般の方向けに障がい者アートのレンタル事業の展示会を開催して、多くの住民の方に来ていただきました。そういった地域の施設における展示会も今後増やしていきまして、より多くの県民の方、個人の方にも借りていただけるように働きかけたいと思っております。

【委員】

分かりました。そういった展開を今後やられていく中で、先ほどの人件費の問題もまた出てくるわけですが、今、委員から御指摘いただいたような、今後の自立、自走みたいなことをNPOで検討されているとするならば、NPO側で主体的に事業を検討できるような働きかけとか、文化振興課さんの中ではノウハウが少し限られている部分があるかと思しますので、何かそういった部分で事業化に向けた知見を蓄えていくような取組を併せて進めていかれたらどうかという、これは単なる意見です。

以上です。ありがとうございました。

【会長】

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

【会長】

それでは、次に進ませていただきます。

次は、中小企業支援としての脱炭素社会推進事業で、説明をお願いします。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。よろしいですか。どうぞ。

【委員】

1 ページ目、7 ページで、事業のねらいとして、修正されましたけれども、2013年から2030年までの間に二酸化炭素排出量の60%削減ということですが、3番の成果指標のところではエネルギー消費量になっていて、二酸化炭素の排出量の測定が難しいからエネルギー消費量になっているのかなというのが一つです。

もう一つは、そのエネルギー消費量で平成25年の基準の実績から令和12年の1.00までとなっていますけれども、これは74%ぐらいにしかならなくて、60%削減とかになってないように思います。

その2点について、60%削減は、成果指標でどういう位置づけになっているのかというのを伺いたいたいですけれども。

【県側】

ちょっと分かりづらい説明になっていたかもしれませんが、もともと温室効果ガスの排出量の削減というのが大きいテーマとしてあるんですけども、温室効果ガスの中には、二酸化炭素とか一酸化二窒素とか、ほかのガスもございます。

今回のこの業務部門につきましては、排出されている温室効果ガスの大部分が二酸化炭素ということで、では、二酸化炭素で換算される原因はと考えると、使用している電力で、電力の使用を換算したときの二酸化炭素量になります。

電力の使用が、事業系では大体8割ぐらいが電力の使用に由来していますので、それを二酸化炭素に換算するとき、これは国のルールになるんですけども、電気の使用量にかけることの、ここでちょっと説明しました排出係数になります。

この排出係数というのは、各電力会社さんが1キロワット当たりの電気を生じるためにどれくらい二酸化炭素が発生するかというのを計算しているんですけども、各電力会社で火力発電を使ったり再生可能エネルギーを使ったり原子力発電を使ったり、そこそこで発電の大本が異なります。それで、その電力会社ごとに1キロワット当たりどれくらいのCO₂が排出されるかを係数として定めたものがこの排出係数になります。

先ほどの御質問の中でエネルギーの消費量とCO₂の削減量の数字がずれるという御指摘もございます。実際に計算するとき、今御説明しましたように、例えばいっぱい努力してエネルギー消費量は抑えましたが、実際は発電の大本が火力発電が多くなっていて、排出係数としては高くなってしまうと、実質的に計算上はCO₂がより多く排出されたように見えてしまうことがあります。それで、実際の各事業者の方が努力して減らせるエネルギー消費量のほうを指標ということで、ここに書かせていただいているということになります。

それで、CO₂排出量で60%削減といったときと、必ずエネルギー消費量が60%削減というのがイコールにならない。排出量のほうが変わったりするので、それでちょっと数字のずれが生じているのではないかと思います。県としましては2030年に46%温室効果ガスで削減するということから逆算した数字をここに書かせていただいたということになります。

【委員】

そうしますと、この業務部門のエネルギー消費量で令和12年に1.00ギガジュール平方メートルになれば、二酸化炭素60%削減に当たるという、そういうことですか。

【県側】

そうですね、もう一つ説明が漏れましたけれども、ここで1平方メートル当たりというのを使っています。ですから、各事業者の方が例えば事業所全体では100ギガジュールぐらい電力を消費していたとした場合に、面積が広い事務所と狭い事務所ですれが出てしまいますので、指標としては1平方メートル当たり、原単位という言い方をしますけれども、その1平方メートル当たりでどれぐらい減らしましょうという計算になります。

ですから、ここで1平方メートル当たりの1.00ギガジュールまで減らせば、事業部門の全体では先ほど御説明しているような目標に達成できるというところから計算した数字になります。

【委員】

そうすると、例えばこのエネルギー消費量を少しずつ削減されていって、その削減値が書かれていますが、これが一体二酸化炭素排出量のどれぐらいの削減になっているのかというのがないと、なかなか最初の目標というか狙いがどうなっているのかがいまいちよく分からないのですが、その辺りは計算なさっているということですか。

【県側】

そうですね、基本的には二酸化炭素の排出量が目標に向かって近づくという前提でこの指標は作成させていただいていますので、計算した上での数字にはなります。

ただ、確かにCO₂でどれぐらい数字が移行しているのかというのが分かりづ

らいところではございますけれども、2020年度、R12でCO₂で今マイナス45.8%が減っている状況になります。

ですから、今後まだそれからどんどん減っていくと、ちょうどR12で60%ぐらいまで減るとこのイメージにはなろうかと思えます。

【委員】

ごめんなさい、今のマイナス45.8%というのは、これはいつ？

【県側】

R2年度です。

【委員】

分かりました。

【県側】

R2年度に、今1.05ギガジュールというのを書かせていただいています。その下に16%削減率と書いておりますけれども、ここが実際はCO₂としましては、基準年度比でいけば45.8%減っているということになります。

【委員】

成果指標はこのエネルギー消費量になさっているのでしょうかけれども、目標が二酸化炭素排出量の60%減ということなので、今おっしゃった計算をなさっているようなので、二酸化炭素排出量の削減にしたら、今、基準値から見て何%になっているのかを書いていただかないと、なかなか分かりづらいかたと、減っているんだろうなとは思いますが、ちょっと分かりづらいかたとこの感じを持ちましたので……。

【県側】

そうですね、削減率のところには実際にはエネルギー消費量だけしか書いていませんので、そこにイメージとしてCO₂だったらどれぐらいになるべきだということも分かるような感じで、少し書き方を考えさせていただきたいと思えます。

【委員】

はい、お願いします。多分計算値だと思いますけれども、そういうものを書いていただけるとありがたいかなと思えます。ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

全然見当違いのことを言ったら申し訳ないのですが、今までのお話を聞いていると、業務部門のエネルギー消費量というのは、中小企業が使用する電力量ということで考えていいですか。

【県側】

おおむね8割ぐらいが電力で、それ以外にやっぱり電気以外の燃料とかを使われると……。

【委員】

いやいや、ここの成果指標に挙げられている部分は。

【県側】

これはエネルギーにしていますので、電気もほかのも含めて。

【委員】

ほかのも含めたところの計算でされるということですか。

【県側】

そういうことです、はい。

【委員】

いずれにしても、電力の消費量が多く部分を占めるという理解でよろしいですか。

【県側】

そうです、それで結構です。

【委員】

いや、そうしたときに、アウトカム指標として4部門のエネルギー消費量を掲げられていて、これは削減されているとは思うのですがけれども、それは素人考えでいうと、今の電気代の高騰で、県がいろいろなセミナーをやっているから電力消費量が減っているというよりは、電気代が高騰しているので、経営努力としてそれぞれの企業が取り組んだ結果として減っているほうが大きいのではないかなという感想を持っていて、そうすると、あまりにもアウトカム指標と実際の事業とかがかけ離れているのではないかなという、インプット指標とアウトカム指標がかなり……。これで事業評価をするのは、ほかの要因のほうが大き過ぎて、難しいのではないかなという感想を持ったので。

【県側】

結局それぞれの事業でどれだけ減ったというのが数値として計算できないものですから、全体的なものでの評価とさせていただきます。

【会長】

一つ質問いいですかね。だから対象事業所はどこなんですか。

この計算に乗っている対象事業者はどこなんですか。

【県側】

削減量とかを計算している……。

【会長】

対象事業者はどこ。

【県側】

それは県内の全事業所。

【会長】

全事業所。

【県側】

はい、対応しております。

ただ、私どもの事業は主に中小企業をターゲットにしています。その理由としましては……。

【会長】

どうやってデータを取っているんですか。

【県側】

これは一応計算手法とかが国のほうで定められていますので、それに準じて計算するという形を取って。

【副会長】

みなし計算をしているんです。だから、さっき御指摘もありましたけれども、努力の実感がビビッドに反映する数式にはなっていないんですよ。社会の絶対のトレンドのほうを出ちゃうんです。

【会長】

全体のエネルギー消費量から換算していくイメージですか。それとも……。

【県側】

そうですね、県内のいろいろな事業所が消費する燃料とか電気料とか、そういったものが統計データとかから出てきますので。

【会長】

そうですね、それは統計からですね。

【県側】

はい、それを基に全体量を推計しているという形にはなります。

【委員】

一ついいですか。

この指標のところの実績とか削減率なんですけれども、これはまだ令和3年が出てないんですけれども、結構時間がかかるものなんですか。

【県側】

すみません、通常だと3年前になって出ていてもおかしくないなと皆さん思われると思うんですけれども、これがいろいろなデータを使う関係で、国のほうで出される資料とか統計データがどうしても時間がかかるものがあります。大体2年遅れぐらいで統計データは出るようなものがございまして、それを根拠に私どものほうも算定するものですから、約3年遅れみたいな形になってしまっています。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

事業費のところ、R4決算からR5当初が大幅に伸びているはどういうことかということと、成果のところ、中小企業等省エネ導入支援補助金については今年度中に受託事業選定を完了し、R6年の早い時期から補助金申請を公募開始できるようにということですかね。ここをお尋ねしたいと思いますが。

【県側】

まず、R4年度の決算の額は確かに5,600万ということで低くなっているのですが、R4年度の当初額は1億2,600万だったんですね。それで、補助金申請件数が予想を下回ったために、決算としては5,600万余りということになっております。予算額としてはわずかに減ってはいますけれども、極端に違うという状況ではないかなと考えております。

それと、今年度のうちに補助の公募ができるように準備しますというお話をしたんですけれども、先ほど御指摘がありがとうございますように、実際に改修工事とかをしようとする、実は結構な工事期間が必要になります。当初やったときは、募集が7月ぐらいからしかできなかったということで、そこも一つ応募される方々の制約になったと考えておりますので、なるべく早くできるようにということで、今年度はまた少し早めにやっているんですけれども、来年度はさらに早く、年度当初ぐらいから動けるようにということで考えております。

【会長】

私から質問してよろしいですか。商工会ビルのも相談窓口に乗っていろいろやとったはずですがけれども、こんなに件数は少ないですかね、相談事業で。

【県側】

そうですね、実際に相談自体は99件ぐらいいただいていますけれども、最終的に補助の申請までということになりますと、そういった工期の関係とかで思いとどまられた方が……。

【会長】

そうですね。窓口として、すみません。

【県側】

いいえ。

【会長】

力を入れます。いや、やっぱり省エネは今やらないとですね。そうですね、こんなに少なくちゃ……。もっと現場のけつをたたいて……。

【県側】

お願いします。

【会長】

それは申し訳ない。ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

【会長】

ここで、休憩します。

(休 憩)

【会長】

進ませてください。

続きまして、農商工連携強化事業で説明をお願いします。

(県側説明)

【会長】

それでは、皆様から御意見、御質問がございましたらお願いします。どうぞ。

【委員】

先ほどの脱炭素とかのやつはものすごく大きな成果目標になっていて、こっちはこっちですごく個別で、すごく凹凸があるなという気がしていて、その中で、例えば成果指標の中で、個別商談会の参加事業者数を成果指標で挙げられているのですけれども、計れるかどうかは別として、インプット手法とするよりは、アウトカムのほうで例えばマッチング件数とかが出るのであれば、そっちらのほうの方が本来はふさわしいのかなという気がしたので、できるかどうかは分からなくて、感想として。

【県側】

委員御指摘のとおり、マッチング件数というのも大事な指標というところで認識はしておりますけれども、まずは中小企業者の皆様が商談会で機会をつかむということで、今回の目標については、商談会にまず参加をするという事業者数で目標値を設定したところでございます。

【会長】

ほかに御意見、どうぞ。

【副会長】

件数換算、事業者数換算になっていきますけれども、各金融機関も経営状況が厳しくなっているので、いろいろなところにアドバイスしたり、いろいろな機関があるので、このアドバイス事業が事業スキルとして有効かどうかというは、この結果、成果として挙がってくるところの商品開発の売上げですとか金銭換算をしないと、もともと使っている額も非常に限られている額ですけれども、実際のところどのぐらい成果として、商品価値を満たしてしているのか、価値を生み出しているのかを、別に個人の努力をこれで見ているわけではないにしても、この事業が有効かどうかを判断できないと思うんですね。

となると、これが商品開発・改良件数で、今のところ大体金銭ベースでどのぐらいの販売額に結びついているのか、また、そのことを数字的に指標で取ると、どういう状況になっているのか、それは提示していただきたい感じがするのですが、いかがでしょうか。

【県側】

申し訳ありません、販売の情報については私どものほうで追跡できておりません。

【副会長】

これの人件費はこの課の人件費で、事業費はアドバイザーの契約費ですよ、多分。

【県側】

1番のアドバイザーの設置費は、アドバイザーの人件費です。2番の商談力強化・商談マッチングというのは、商談会とかモニターの開催経費です。

【副会長】

開催経費ですね。やっぱりこれは、官民合わせた人件費に対して、どのぐらいのコストの販売実績が出ているかは分からないということですよ。

【県側】

そうですね。

【副会長】

それこそなかなか事業評価できないですよ。

【会長】

というコメント、意見が出ておりますが、どうぞ。

【委員】

今の御質問ともちょっと関連するかと思うのですが、50ずつぐらい新商品が開発・改良されているようですけれども、毎年50前後出てきていますが、例えばもう今は撤退して商品がなくなっているとかいうのがどのぐらいあるのかどうかということと、資料の9ページ、1ページ目ですけれども、参考として、くるめ高良山メンマとちゅうちゅうジュレというのが出ていたので検索してみました。くるめ高良山メンマはメディアにも取り上げられたみたいで、非常に大きく幾つも出てきて、文章もいろいろ出てきたのですが、ちゅうちゅうジュレはなかなか見つけることができなくて、ジュレとかゼリーとかはいっぱいあるから、しかもちゅうちゅうという名前もいっぱいつけられているので、全然出て来なくて、かなり検索したら、どうも道の駅たちばなで作っているものではないかみたいな感じで、詳細はよく分からないみたいな感じでした。

だから、今も売っているかどうかよく分からないのですが、そういうバイヤーとかもいいですけれども、メディアにどういうふうに取り上げてもらえるかというのが商品にとっては結構大事なことかなと思うので、今、福岡に特化したメディアはたくさんあるので、そういうのにいかにアピールできるような商品を作っていくかということも考えていかれる必要があるのかなと。

2点目は感想ですけれども、1点目についてお伺いしたいと思います。

【県側】

1点目の商品開発・改良の助言を受けて、その後撤退した事業者がいるかというところですが、その状況について承知をしておりません。申し訳ありません。

また、最後のメディアに取り上げられることが大事ということは私どもも認識しております、やはり商談会につなげて売上げを上げるためにも、そもそもの商品の魅力向上は大事と考えておりますので、そこにつきましてはアドバイザーの皆さんとも協議をしていながら、こういった手法が効果的なのかを今後検討してまいりたいと思います。

【委員】

先ほどの副委員長からの御質問にもありましたが、商品開発をしていって、その商品がどのくらい残っているのか、いないのか、あるいはどれだけ販売額があるのかということが、最初の事業のねらいの地域経済を担う小規模事業者の成長というところと関係して、地域活性化とかに関連してくると思うので、この事業が本当に必要なかどうかというためには、その辺りのフォローが必要なのではないかなと感じます。以上です。

【会長】

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

福岡県の工業技術センターでやられている商品開発については、成果は売上げでしっかり取られているので、今みたいな形で成果は商品開発に関わらず、ぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかにないようでしたら、次に移らせていただきます。動物保健衛生推進事業です。

(県側説明)

【会長】

それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。どうぞ。

【委員】

先ほど御説明いただきまして、令和3年度令和5年度の3年間で家畜保健衛生所の全職員55名が研修受講をされているような形で書いていただいているのですけれども、今後も研修を拡充で人員をとということですが、この家畜保健衛生所職員の人数を増やしていくのか、それとも別の部署の方も研修を受けるのか、ちょっとイメージが湧かなかったので教えてください。

【県側】

令和3年から令和5年にかけて、家畜保健衛生所の職員におおよそ一通り基本的な研修、比較的一般的な研修を受けてもらっております。

これは令和9年度に動物保健衛生所が開設された際に、どの職員が動物保健衛生所に異動するかが分かりませんので、基本的に今いる家畜保健衛生所の職

員全てに基本的な野生動物や愛玩動物の検査技術等の研修を行うことで、毎年20名ずつで考えています。

令和6年以降は、より高度な、少し専門的な内容で研修したいと思っておりますが、この間に職員の入れ替わり等もあっておりますので、また改めて毎年20名ずつ研修を受講させていこうと考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

大変失礼な言い方になると申し訳ないですけれども、基本的には家畜保健衛生所なので、昔の家畜保健所なので、要は研修の受講対象者は県職員ですよ。

【県側】

そうです。

【委員】

なので、ここで書かれているのは、全部内部管理事務を書かれているので、それはそのとおりやってくださいという感じで、わざわざ事業評価の対象に挙げて、こういう成果指標というの、それも計画したら計画どおり対象が職員であれば当然なっていくものなので、そもそもこの事務事業評価で検討しないといけないような中身なのかなという気がすごくしているんですけれども。

【県側】

動物保健衛生所でございますが、令和9年度に開設を予定しておりまして、令和9年度から実際の業務を始めるということございまして、現時点ではあくまでも令和9年度に開設する準備を行っているということで、どうしても内部の業務全てで庁舎の設計から研修等になりますので、どうしても内部の事業しかないということで、その中で成果指標としては職員の研修というのが、研修請負先もございまして、そちらのほうを挙げさせてもらっています。

【委員】

多分これは畜産課さんのほうに言うことではなくて、そもそも予算重点に上がったやつを全部この事務事業評価の対象にしないといけないのかというところではないかなという気がしております。

例えばワンヘルスの理念を県として打ち出されて、世界を引っ張っていくんだという感じで、今度新しくセンターも天神のほうにできて、じゃあそれをどう広めていくんだというのは、多分こういう事業評価とかになじみやすいと思うんですけれども、これは職員体制なんですね。内部管理の問題なので、それはもう淡々とやっていただければいいのではないかなという感じがして、評価でこれは駄目ですとか、いいですとかいうことではない気がしていますね。

【事務局】

申し訳ございません。多分我々の事業チョイスの少し失敗があったかもしれませんが、200ぐらい全体があったのですけれども、今年度はたまたまですけれども、農林水産部の事業がこれ1件しかありませんでしたので。申し訳ございません。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

業務スキームの構築を今後されるということで、ちょっとお伺いしたのですけれども、九州地方知事会でも九州各県の公設試験研究機関等の連携というのは10年以上言われ続けていて、いろいろ進んできている中で、このワンヘルス推進条例は福岡が社会を引っ張っていくという中で、今後新たにこういった衛生所を整備されていくということになった場合に、今、この事業概要のところでは、専門機関と県内関係機関との連携という記述がありますけれども、九州内の他の県の同様の施設との連携についても今後検討されていく御予定はあるのかどうか、その辺りを教えていただければと思います。

【県側】

こちらにも書かせてもらっていますけれども、動物保健衛生所自体が全国初の取組になっていまして、同等の施設というのが九州内の他県には相当するものが今のところはございません。

ただ、私ども福岡県のほうで動物保健衛生所を設置して、これを運営していく中で、他県にもそれに追随するような動きが生まれてくるような、今、何となくそういう気配も見受けられておりますので、その辺りも加味しながら、今後連携できるような施設等ができましたら進めていきたいとは考えております。

【委員】

分かりました。もちろんこれは他県の話になりますので、ここでどうこうという話ではありませんけれども、そうやって先駆けて造られる施設であれば、各県で同じようなものを造るというよりは、福岡県が九州全体を見るんだといったような方向性とかも考えて、今後調整していただければいいのかなと、これは単なる感想です。

すみません、ありがとうございます。

【県側】

御意見ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

先ほどほかの委員の方からも御指摘がありました。今研修の段階というの

は、まだ準備段階という状況だと思うのですが、この動物保健衛生所が開設されるということで、建物のこととかで頭の中がいっぱいなのかもしれません、多分大事なことは、2の事業概要の1の3番目の実施予定の検査の試行とか、対象疾病の検査マニュアルの作成、特に検査マニュアルの作成が私は多分一番大事なことなのではないかなと、この資料を拝見して思ったのですが、そのことがスキームの中にもあまり出てこないし、むしろどういう検査マニュアルをきっちり作れるのか、そしてその検査マニュアルに沿ってちゃんと検査ができるのか、それが動物の保健衛生の監視ということにつながっていくと思うので、今、建物のこともいろいろあって大変だと思いますが、今後継続拡充ということでしたけれども、検査マニュアルをどういう形でいつ頃までに作って、そしていつ頃から検査を試行してやっていくのかという、その辺りをきっちり、詰めてらっしゃるんでしょうけれども、先ほどの話ではちょっとよく分かりませんでしたので、その辺りの御説明が本当は必要だったのではないかなと感じています。その辺りはいかがでしょうか。

【県側】

委員御指摘のとおり、検査マニュアル等を早めに整備してやるのが大事とは考えております。

内容でありましたように、業務検討としておりまして、何分動物保健衛生所につきましては全国で初めての組織ということで、どういう動物を対象にするのか、どういう病気を対象にするのか、これを全く白紙の状態からスタートしております。その中で、どういう動物を対象にする、どういう病気を対象にするかある程度決めまして、それから検査マニュアル等の作成、それから検査マニュアルの実証等を進めていくので、今年度初めてその段階に達しまして、今年度から検査マニュアルを作成する準備を始めたということになっておりますので、今後検査マニュアルの作成につきましてきちんと目に見えるような形でスキームとして挙げていきたいと考えております。

【委員】

ありがとうございます。多分検査マニュアルは今おっしゃったように、検査マニュアルの作成って物すごく大変な仕事だと思いますので、研修はもちろんですけれども、その辺りに傾注していただく必要が今後あるのではないかなと思いますので、ぜひ。多分2年ぐらいかけないとマニュアルはできないのではないかと、全くの素人の感想ですが、マニュアルはそんなに簡単にできるものではないだろうと思いますので、その辺りもきっちり事業の工程の中に入れていっていただいて、それがなくなかなか今後の評価がしづらいのかなという感じがしますので、今後は入れ込んでいただければと思います。よろしく願います。

【県側】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにございますか。どうぞ。

【副会長】

私もこれ幾つかこちらのほうでも整理しなければならないところがあると思うのですが、一つはメインが新しいセンターを造っていくということなので、こういうセンターを造ったとき、特にもっと大きい土木関係のでかいのは、必ず基本設計、実施設計が入っていて、これが結構時間がかかりますし、金銭傾向も大きくなってきますと。普通は施設ができ上がった段階で、それが使われているか使われてないかということで評価するのが普通かもしれませんが、一応そういうところで何か間違いがあったらいけないので、結局今までの慣習で基本設計をやり、実施設計をやりという形で積み重ねていくので、その設計段階での評価をするかどうかですね。それはやっぱり統一でルールを決めたほうがいいのではないかというのが一つです。

それから、これから二つ質問なんです、この家畜関係の機関は、私の知っている限りは人手不足がかなり深刻で、リクルートも大変になってきて、一方で今まで中小の農家はもうかったんですけども、要するに畜産系ってかなりの大規模工事に似て、今までの要するにどちらかというとただで提供するということから、かなりの料金を取ってサービスを提供してもいいのではないかなというように感じて、今はこの衛生所の在り方自体の国レベルでの見直しもしていかないと、そう簡単にはなかなかできないので、その中でペットショップにどんどん人を取られたところ、ペットショップの一部の機能も取り込んでやっていくのは、これは面白い取組だと思うんですよ。

ただ、多分これが挙がってくる理由としては、今の考えられている範囲のスキームでどういう一般経費の持ち出しになって、どこまで補助で見て、どこまで事業所負担でできるのかという、多分そういう大ざっぱなところの事業スキームぐらいが見えてこない、多分このままこれをつくって行って、どうなってしまうのかなというところの情報ないしは評価を出せるのかどうなのかということと、これ普通考えると、今日は一般財源ベースのものが多いですけども、これ農林水産省はかなり出してしかるべきだよねと。

そうしないと、完成体としての結局補助の割合とか、国の支援スキームがどうなっているのかと、その辺を今の段階で評価するとなると、こういうようなところを評価するしかないと思うのですが、確かにこれらが指標データということを見ると、受講者を全員回すというのは、かなり内部管理的に枝葉の部分といたしますか、本体スキームと関わらないところなので、そこの部分の今の詰め方がどうなっていて、そういうところの部分をうまく評価の対象にすることができないのかどうなのか、そこを聞かせていただきたいのですけれども。

【県側】

まず、最初の御質問ですけれども、家畜保健衛生所、副会長がおっしゃるとおり、以前から中小の農場を対象に家畜伝染病の防除ということで、過去何十年もやってきております。

人の伝染病も一緒ですけれども家畜伝染病に罹患するのは、本人の責任を超えたところがありますので、例えば検査を有料にしますと、病気を隠してしまうような状況がありますので、基本的に家畜保健衛生所は無料で、何か異常がありましたらすぐにでも連絡してください、無料で検査しますというふうにやっておりますが、おっしゃるとおり最近企業化した大規模農場がありまして、昨年福岡県でも4件ほど鳥インフルエンザが発生しております。全てその防疫対応を県費を使ってやっておりますが、大規模の商社の農場のそれこそ何千万、何億に近いような防疫作業を県なり国なりが無料であるのがどうなのかという議論が現在起こっておりますので、その辺り国のほうが主体としていろいろな考え方をしているところがございますので、動物保健所のほうも基本的には家畜保健所に倣って、無料で検査等を対応しようと考えておりますが、今後家畜保健衛生所の動きも鑑みながら、有料化等も少し考えていくこともあるかなと考えております。

この事業を県の一般財源でやるのはいかがかという話で、農林水産省等、国からという話もありましたが、先ほどから国内で初の施設とお話ししてございまして、なぜ国内で初かといいますと、家畜の保健衛生というのは、畜産の分野で農林水産省なんですけれども、例えば愛玩動物は、動物の愛護、管理は環境省、野生動物も環境省、それからペットの狂犬病とかは厚労省となりまして、非常に動物のペットとか野生動物の保健衛生に関してはどこもタッチしてないということで、今までどこでもやられてないところがありますので、そのところを福岡県が先んじてやっていこうという中で、家畜保健衛生所をモデルにするということで、畜産課が対応してやっております。

これを国に持っていきますと、農林水産省はあくまでも家畜の保健衛生はみるけど、野生動物とか愛玩動物の保健衛生まではどうかなという話がありますし、じゃあ厚労省なり環境省がやっていただけるかとなると、これも現時点ではなかなかいい返事をいただいておりますので、私どもも今後各省庁横断的に御協力をお願いして進めていこうかと思っておりますので、評価に関しても、その辺のところをいろいろ調整しながら、ここに書いてありますように、各関係機関との調整を進めながらということで対応させてもらいたいと考えております。

【副会長】

でも、今おっしゃったところが、担当課長、努力のポイントですよ。

そこをもうちょっと評価してもらえると、駄目なときは悲惨かもしれません。

れども、評価表のほうがいいのではないかと思いますけれどもね。

【県側】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにごいませんか。どうぞ。

【委員】

余談になって恐縮なんですけれども、今のお話を聞いていて、研修の受講者は家畜保健衛生所の畜産職の獣医師さんが対象ということですか。

【県側】

基本的に獣医師を対象にしています。

【委員】

獣医師を対象にですね。

【県側】

家畜保健所自体がほぼほぼ獣医師だけの職場になりますので。

【委員】

なるほど。そしたら、保環研とか食肉衛生検査所とか、要は他部の獣医師さんとかはこの研修の対象にならないという理解でいいですか。

【県側】

福岡県は農林水産部と保健医療介護部、それぞれに獣医がおるのですけれども、この人事交流がほとんど現在ないところなので、あくまでも畜産課でやっている事業で、将来動物保健衛生所に異動になるかもしれない獣医師の対象は、現時点では家畜保健衛生所の獣医師なので、家畜保健衛生所の獣医師を対象に研修をします。

【委員】

そうしたときに、ワンヘルスということで、保環研も移転するんですね。

【県側】

そうでございます。

【委員】

同じ場所に保環研と動物保健衛生所があって、そのときに縦割りのところの人事交流も含めて、これは人事課の話なんでしょうけれども、同じ獣医師の中で今までどおりの人事でやっていくのが、本当にワンヘルスの理念に合うのかなという感想を持ちました。

【県側】

委員がおっしゃるとおりで、私どもも今後その辺のところも少し考えていく必要があるかなとは考えております。

【会長】

私から一つだけ、もう当たり前のことですが、事業スキームが描いてある1

1 ページですけれども、ロードマップで施設の基本構想が始まってから事業スキームが決まったり、検査方法が決まったりという、どう考えても順番が逆なんですよね。

実際はどうやるかは大体分かるとということで始まっているかもしれませんが、外に出すときは、箱から行くというのは非常にまずいので、うまく表現を。

【県側】

分かりました、その辺は……。

【会長】

多分ちゃんとしてあるとは思っているので、表現だけです。

【県側】

分かりました、表現ですね。少し考えさせていただきます。ありがとうございます。

【会長】

よろしいですか。

(「なし」の声)

【会長】

それでは、次に行きたいと思います。

最後の議題です。パトロール強化事業です。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。よろしいですか。では、どうぞ。

【副会長】

では、私のほうから総括的に三つぐらいお伺いしたいのですが、一つは、警察関係のところは、こちら側の情報を対外的に知られることが必ずしも治安、防犯にプラスとはならないということもあるので、かなり限定的な行政情報しか公開してこなかったという過去の経緯が、これは福岡県だけではなくて、あると思うのですが、ただ、今日御指摘いただいたように、例えば小さい交番、東京のほうもそうですけれども、をなくして大きくするというのは、やっぱり時世上非常に効果的で、多分これをしていかないと、勤務条件からいっても、勤務体制からいっても難しいというのは、もっと積極的に情報公開したほうが分かりやすいというところがあると思うのですけれども、そこら辺もっと市民から関心が得られる形で情報公開できないのかと。今回ここに出していただいたことは、これだけでも出していただくと安心感につながるもので、そちらのほうにもうちょっと今回のことで努力できないかというのが一つですね。

それから2番目に、これもそう簡単にできないのですが、基礎データが認知

件数になってしまうので、認知件数はおおよその動向は分かるんですけども、頑張ると認知件数が増えてしまって、何もないと野放しになって認知件数が伸びないということもあるので、限定的にしか使えない情報なんですけれども、それでも一応これを成果指標に、いろいろさっき言ったようにいろいろな限定はありますけれども、今の警察の話をもとに成果となるべく可能な範囲で結びつけていくというのは、いい方向なので、ぜひ継続的に努力していただきたいというのが2点目です。

3点目が一番大きい点で、今日のこのざっくりしたところからだと、イメージとして必ずしもはっきり分らなかったところがあるのですが、大前提として今回出されてきた性犯罪とか、今、最近話題になっている児童虐待みたいなケースは、昔の警察が取り締まっていたものと違って、昔は警察はどちらかというと偏見と思い込みで事前に予防的に何かやると怒られて、起きた犯罪に対してスムーズにというのがあったとすると、性犯罪みたいなのは、あいつ危ないの分かっていたのに、何で事前にもっと相談してくれなかったのかとか、児童虐待に関しても、ネグレクトだけで犯罪になったりするので、その部分も含めて警察はパトロールしなければならないことになっているので、今日出されていたものは、警察からするとかなり潜在的に活動しなければならない潜在件数が増えてきている。その中で予防行為をしていただかないと、パトロールしなければならないのは、事業量としては相当増えていて、今回出されてきたことの効果もあるけれども、多分それだけでは十分対処できないというところも一方であると思うんです。だからそこら辺のところはどのぐらい増えているのかというのが分かったほうがむしろ、いや、しかし、増えすぎていて未消化になっているということがどのぐらい実態かも分からないし、そのところが変に情報が伝わっても困るんですけども、そのところの実態がもう少し分かるようにならないかということがあることを前提にすると、今、シンガポールとか中国とかも言われていますけれども、防犯カメラといいますか、監視カメラではないですけども、あれを的確に使うことによって、いわゆる昔の窃盗犯とか殺人犯とかは絶対に分かるから、パトロールしなくても予防できるという状況に一方でデジタル社会は前提になっていて、だから端末でデジタル処理するのは、どっちかというところはまだアナログの世界だとすると、もうちょっと防犯カメラを前提に情報管理をすることによって、本来もっと警察が手をかけなければならないアナログの世界のところは重点的に配置していくというような整備体制も必要だということを考えると、今回出されたこと以外に、全体での防犯カメラの設置とか、民間で設置したものの協力とか、こういうものとパトロールの関係をもっと少し問題提起するような指標の出し方もあり得るのではないかなと思ったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【県側】

まず一つ目の小規模の交番が機能してないというところをもっとアピールしないといけないということですが、実は平成15年の交番・駐在所再編のときに、かなりアピールはしております、具体的に申しますと、当然昔の交番というのは1人とか2人勤務の交番が多く、それが大半を占めていました。そのため、県民が求めるパトロールに交番員が行けば、その交番は空き状態になるわけですが、その一方で、実は県民の方は、交番に警察官がいてほしいという要望もしておられました。

そこで、当時の再編では、一人ではなく、例えば3人、4人、少なくとも原則2人以上を交番に配置することによって、空き交番を解消するという取組をアピールしてまいりました。

委員の御指摘のとおり、今現在では、実は第1事業につきましては、平成15年の再編によって事業的には一度終わっています。

ただし、予算面とか運用面で、交番再編とパトロールとは表裏一体化していますので、本事業がずっと継続しているという理由になります。

本事業は今も継続しておりますが、当時の再編に至った経緯や本事業の取組についてのアピールをしていないという件については、委員の御指摘のとおりですが、実は地域警察においては、警察署単位で地域の有識者あるいは住民の方に集まっただいて要望を聞いたり、警察署の業務運営について説明して理解と協力を求めたりする警察署協議会というものを行っていますので、そういった中で今後訴えていこうと思います。

2番目につきましては、この認知件数というのは、実は県内の治安情勢を示す指標、いわゆるバロメーターとして位置づけられております。本来ならばマクロ分析を行って、警察がこういう活動をしたからこれだけ犯罪が減ったというのが理想の統計なんです、これには課題があります。何故かといいますと、被疑者を捕まえて、後でいろいろな捜査をして分かることなんですけれども、例えば泥棒を捕まえたとします。そうしたら、「別の日も泥棒をするはずだったけれども、その日は警察官がいたからやめました」というのが後になって分かってくるので、そういった内在的な数値の統計が取れないのは非常に痛い。

だから我々としては、やはり認知件数というのは犯罪があった件数なので、被害の届け出を受理した件数を計上するしか術はなく、統計値を持って判断せざるを得ないということで、我々が目標を設定するときの指標としているわけです。

委員御指摘のとおり、マクロ分析をして、その活動がどういった方向に反映しているのかを検討していくことは今後の課題と思っておりますので、努力していきたいと思っております。

最後に予防活動とデジタル機器の活用についてですが、防犯活動につきましては、県警では生生活安全部が担当しておりますが、例えば、自治体に働きか

けて防犯カメラを設置してもらうなど、他機関と連携して、防犯活動における防犯カメラの活用について御協力をいただいております。

また、デジタル機器の活用について補充しますと、先ほどポリストリップアイについて説明しましたけれども、これは何かといいますと、今、現場で全ての地域警察官が携帯しているデータ端末のことなのですが、この機器には、110番の通報内容や場所等がデータで全て送信されて随時確認できる機能があります。これまでは無線から聞こえてくる指令内容を各人がわざわざメモに転記しており、通信指令室とのそういうやり取りで非常に時間がかかっていたため、現場の到着まで余分な時間がかかっていました。しかし、これはすぐに110番通報の内容や現場も分かることから、業務の合理化が図られ、非常に事案処理の時間が短縮できています。

以上3点、簡単に説明いたしました。これからは皆様からいろいろな意見をいただきながら警察活動に反映させていただくということで御理解ください。以上でございます。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

今のお話を聞いていて、この事業は犯罪抑止というのが一番大きな目的でやられていると思うのですが、先ほど御紹介があったように、例えば私どものところでいえば小郡警察署のあれなんですけれども、小郡市と大刀洗町で、多分刑法犯認知件数は人口当たりが一番県下で少ないぐらいの地域なんです。そこでは自治体が設置している防犯カメラ等の情報は、小郡警察署と連携協定を結んで、それを基に……。

【県側】

そういう活動もしています。

【委員】

地域の住民の方に対しても、スマートフォン等で撮った分については必要な情報を警察のほうに上げてくれという取組をやっているんですけども、それを全県的にやられているかどうか分からないのですが、抑止という面でいえば、先ほどの新しい110番にしてもそうなんですけれども、そういうのはもっと言われたほうが抑止効果が上がるのではないかなという……。

【県側】

委員御指摘の自治体との連携協定に関しましては全ての警察署が実施しているわけではありませんが、多くの警察署が実施しているところでございます。

2番目の110番の関係につきましては、我々の地域部においては通信指令課というのがございますが、実は先般報道でもさせていただいたのですが、一般の方がスマートフォンで撮った動画なり画像なりを通信指令課に送信してい

ただき、それを警察活動に活用するという取組も現在行っております。

ただし、御指摘がありましたとおり、アピールが足りない部分はあると思いますので、そういうところは継続して、今後も報道等でリリースしてまいりたいと考えております。御意見ありがとうございます。

【会長】

ほかにご覧いませんか。どうぞ。

【委員】

いろいろ警察の方が御努力なさっている話をお伺いしまして、いつもありがとうございます。

最後のページの3の成果指標のところについてお伺いしたいのですが、例えば性犯罪認知件数ですが、令和元年から令和2年はコロナだったこともあるので、100件ぐらい減ったのですが、先ほど御報告もありましたように徐々に上がっていて、令和元年と令和4年で見ると、50件ぐらい戻っていて、結局100件ぐらい減ったけれども50件ぐらい戻しているという、そういう状態になっているかと思えます。

それで、今の状況について、少し何か中間的に集計されているのであれば、今どんな状況なのか、もっと増えそうなのか、あるいは今年はもう少し抑えられそうなのか、あるいは現状維持ぐらいなのかという、その辺りがもし分かれば少し教えていただければありがたいかなと思えます。

それから、全然話が変わりますけれども、このレッド走行ですが、私の非常に個人的な話ですけれども、車を運転していた時に、後ろに突然いつの間にかレッド走行のパトカーが来ていて、何か交通違反を犯したのかと思い、ドキッとしたんですね。あれが、本当に抑止効果があって、その後も、ずっと法定速度内で帰りましたので。レッド走行はすごく有効だなと思えます。

そういうことで、先ほどの令和5年のことについてお伺いしたいと思います

【県側】

話は少し前後するのですが、まず、委員が言われましたレッド走行に関してお話をさせていただきます。

実は、今まさに委員が言われたとおり、私たちはその効果を狙っております。

レッド走行というのは、警察内で使っている造語なんですけれども、基本的に緊急走行というのは、赤色灯の点灯に加えてサイレンを鳴らして走行することが定義としてあります。

例えば、違反車両の追跡や現場に早く到着しないといけないときに行うのがそもそもの活用方法です。

しかし、赤色灯を回したパトカーを見たら、大部分の方がドキッとしますが、そういう効果もあるわけです。例えばスピードを出している車がスピードを緩めるとか、蝟集している少年たちが「パトカーが来たから帰ろう」

とか、そういう効果を狙っているというのが目的であります。レッド走行の具体的な運用については言えないところがあるのですが、警察署ごとに犯罪の多発地域、犯罪多発時間帯に標準を合わせて、レッド走行をしているような状況です。

これもかなり刑法犯認知件数を減少させる効果があると考えております。

次に性犯罪の状況について説明いたします。お手元にある資料には、令和元年から令和4年の分しか載っておりませんが、少し掘り下げて数値を申し上げます。該事業が開始される前の平成14年の数値と令和4年の数値を比較すると、実は性犯罪認知件数は52%減少しています。要するに、本事業を始めた頃から一気に効果が出ています。

当時の件数は600件弱です。それが徐々に下がって、令和元年には321件。それから228、251、281と推移しています。これは一概には言えませんけれども、令和に入って件数の減少にある程度落ち着きが見られている状況です。

しかし、ここで令和4年が令和3年からプラス30件、令和3年が令和2年からプラス23件とありますが、この差が説明できるかというのと、なかなか説明できません。何故かというのと、同じ者が同じ犯罪をやっているからですが、犯罪というものは同じ犯罪を全く違う者が各々やっているからです。例えば、犯罪は決まった場所で発生しているといったら、それは違います。様々な場所で発生しています。電車の中とか、町の真ん中とか、路上とか。そういったことでなかなか特定ができないという部分がございます。

ただし、言えるのは、平成14年に比べると52%の減少があるけれども、ある程度今は落ち着いている状況で推移しているということです。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。少しリバウンドしているという、そんな感じなんですか。

【県側】

令和4年度は、前年に比べると少し増えています。

【会長】

ほかにございますか。どうぞ。

【委員】

初歩的な質問ですけれども、性犯罪の認知件数の定義は何になりますか。

【県側】

認知件数というのは被害届の数です。

【委員】

やっぱりそうなんですね。

【県側】

世間でよく言われております、水面下ではもっとあるのではないかという問題は確かにあります。

ただし、正確に言えば、発生している全ての犯罪件数が認知件数として反映されているわけではありません。やはり被害者が訴えてきた分の数がこの件数ということになります。

【委員】

すごく事業の取組は素晴らしいと思うのですが、成果の見方として、ちょっと感想みたいなことになるのですが、やっぱり多分コロナの影響が特に出ているのと、多分今からは、法改正で性犯罪に特化して数字を出してしまうと、多分不同意性交で認知件数が増えてしまうのではないかなと。

【県側】

それは考えられるかもしれません。

【委員】

そうですね。なので、認知件数で出していくと、すごく本来成果は出ているけれども、数字として反映されないのではないかなという気は正直ちょっとします。

【県側】

性犯罪に関しましては、県民からの要望が強く、本来であれば刑法犯認知件数だけでよいのではないかという意見もあるかもしれませんが、性犯罪認知件数を成果指標に入れたのは県民からの取組み要望が強いということで、性犯罪認知件数の増減を意識して活動することが、本事業の成果を判断するバロメーターになると考えたからであります。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。

【会長】

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

【会長】

これで本日の審議事項は全て終わりました。以上で、第1回の行政改革審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —